

つくば市監査公表第2号

令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年3月1日

つくば市監査委員 高橋博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷大蔵

令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷 大蔵

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

令和2年（2020年）10月13日から令和3年（2021年）2月26日まで

第4 監査の対象

所管課 教育局教育総務課

補助団体 つくば市PTA連絡協議会

第5 監査の範囲

令和元年度（2019年度）につくば市が交付した補助対象事業の運営状況、その他の事務の執行状況

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

令和元年度つくば市 PTA 連絡協議会補助金

2 補助金の交付目的

つくば市 PTA 連絡協議会の活性化及び円滑化を図り、もって同会の会員の資質向上に資することを目的とする。

3 補助対象事業

- (1) 協議会の育成、交流等を図る事業
- (2) その他協議会の活性化及び円滑化のため必要と認める事業

4 補助対象経費

- (1) 講師に対する謝礼
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 備品購入費
- (5) 印刷製本費
- (6) 使用料及び賃借料（会場使用料）
- (7) 負担金（県、国等の PTA 組織の負担金）

(8) その他事業のために必要な経費で、市長が適切と認めたもの

5 補助金額

400,000 円

第8 補助団体の概要

1 名称 つくば市 PTA 連絡協議会

2 組織の構成（令和2年4月1日現在）

会長 1名

副会長 5名

理事 10名

特別理事 1名

幹事 2名

監事 2名

顧問 2名

第9 監査の結果

監査の結果、以下の注意事項及び検討事項のとおり、一部に改善又は検討を要する事務処理が見られたが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で様々な行事が中止されており、補助対象経費の支出が発生しない場合には、つくば市 PTA 連絡協議会補助金交付要項に従って返還されたい。

【注意事項】

(補助団体)

- 1 現金出納と預金の入出金をまとめて「会計出納簿」として記帳しており、現金出納簿が作成されていない。したがって、適時に現金の帳簿残高を把握することができないため、現金の实在残高と帳簿残高が不一致になっても速やかに原因を調査することができない。よって、現金出納簿と預金出納簿をそれぞれ分離して作成するとともに、会計規程の整備をされたい。
- 2 監査意見書において、監査実施日が平成31年3月23日となっており、会計期間終了日である3月31日よりも前になっている。つくば市PTA連絡協議会規約において、監査対象期間は4月1日から3月31日までであるため、監査は会計期間終了後に実施されたい。
- 3 旅費については、旅費規程がなく、前任者から口頭で金額区分の引継ぎが行われ支給されていた。今後は、他市町村の連絡協議会や教育総務課が所管する他の団体などの旅費規程を参考に作成し、適正に旅費の支給を行われたい。

(所管課)

- 1 監査の指摘内容等については、監査を受けた団体のみに伝えるのではなく、補助金を交付している同様の団体にも情報共有を徹底していただきたい。併せて、他団体との整合性を踏まえ、会計規程及び旅費規程の整備が速やかに行えるよう指導されたい。

【検討事項】

(補助団体)

- 1 多くの補助金交付団体に共通していることであるが、補助金は使い切らなければいけないという意識が強く、年度末に消耗品等を必要以上に購入する等、残金を残さないようにしている傾向がある。現状のままでは、翌年度の

補助金が交付されるまでは、事業資金がないために、事務局をされる学校の先生が立て替えることになってしまう。補助金が交付されるまでの数か月の経費を賄うためにも、不要不急の支出は行わず、会費等の補助金以外の収入を繰越すことが望ましい。